

青森県報

第四千九十六号

平成二十八年
一月十三日
(水曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	（高 齢 福 祉 保 険 課）	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	（ 同 ）	一
家畜伝染病の発生	（畜 産 課）	一
保安林の指定予定	（林 政 課）	二
右 同	（ 同 ）	二
右 同	（ 同 ）	二
公 告	（ 同 ）	二
青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表	（水産振興課）	三
宅地建物取引業者の役員の所在の不明	（建築住宅課）	六

告

示

青森県告示第十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十八年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十八年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	指定居宅サービス事業者	
		居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所
合同会社撫子	弘前市大字撫子二丁目四の二	訪問介護	ケアセンターシヨン撫子
合同会社撫子	弘前市大字撫子二丁目四の二	訪問介護	ケアセンターシヨン撫子
合同会社撫子	弘前市大字撫子二丁目四の二	訪問介護	ケアセンターシヨン撫子

青森県告示第十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	指定介護予防サービス事業者	
		介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所
合同会社撫子	弘前市大字撫子二丁目四の二	訪問介護	ケアセンターシヨン撫子
合同会社撫子	弘前市大字撫子二丁目四の二	訪問介護	ケアセンターシヨン撫子
合同会社撫子	弘前市大字撫子二丁目四の二	訪問介護	ケアセンターシヨン撫子

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所又は区域	発生日

ヨ一ネ病	牛	患畜	一	十和田市	平成 二七・三・三
------	---	----	---	------	--------------

青森県告示第二十号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十八年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

南津軽郡大鰐町大字早瀬野字坂本一四〇の六七・一四〇の八三・一四〇の一四四・一四〇の二二〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一四〇の一四三・一四〇の一四七、大字島田字滝ノ沢一〇〇の二四九・一〇〇の二五二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇〇の二〇四から一〇〇の二二九まで、一〇〇の二五〇

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び大鰐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第二十一号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があった

ので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十八年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

南津軽郡大鰐町大字虹貝字大熊沢一五の一、一五の三から一五の五まで、一七、一八、一九の一、一九の二、二三、二四の一、字西虹貝山一四・一の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一から一の三まで、一の八、一の一三、一の一四、一の一三六、一の一四一、一の一五四、一の一五六、一の一六二から一の一六六まで

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び大鰐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第二十二号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十八年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

弘前市大字水木在家字岩浪沢一〇〇の一・一〇〇の三(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。)、一〇〇の二一八、字清水沢二四の三三から二四の三六まで二四の四九から二四の五二まで

二 保安林指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び弘前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成二十七年六月二十四日公表)の全部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成二十八年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- 1 本県の水産業は、平成25年において、生産量が17万トンで全国第6位、生産額が461億円で全国第9位と全国でも上位の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成25年現在において9千8百人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。
このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- 2 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の漁場が形成されている。
一方で、本県海域の海洋生物資源については、一部で低水準、減少傾向にある。
今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- 3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資源が着実に増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
- 4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成27年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成27年4月～平成28年3月	若干
まあじ	平成27年1月～12月	若干
まいわし	平成27年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成27年7月～平成28年6月	若干
するめいかい	平成27年4月～平成28年3月	若干

(注) 数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。

- (1) 数量を明示していない場合は、過去(平成23年～25年(するめいかいについては平成21年～23年。以下同じ。))の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。(注) 漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。
- (2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

2 第1種特定海洋生物資源の平成28年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成28年4月～平成29年3月	(注1)
まあじ	平成28年1月～12月	若干
まいわし	平成28年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成28年7月～平成29年6月	(注1)
するめいかい	平成28年4月～平成29年3月	(注1)

(注1) すけとうだら、まさば及びごまさば、並びにするめいかいについては、管理の対象となる期間が開始する前に設定する。

(注2) まあじ及びまいわしについて、数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。

- (1) 数量を明示していない場合は、過去(平成23年～25年。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。(注) 漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。
- (2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まあじ】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まいわし】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まさば及びごまさば】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【するめいかい】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかづり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項

平成28年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	小型機船底びき網漁業(うち手繰り網漁業(うち手繰り網漁業)第1種漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県地先水面	平成28年5月1日から平成28年6月30日まで	388

(注) 小型機船底びき網漁業(うち手繰り網漁業)とは漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のことをいう。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成28年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	機船手繰り網漁業(かけまわし漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県地先水面	平成28年5月1日から平成28年6月30日まで	388

(注) 機船手繰り網漁業(かけまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のものをいう。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】

太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、「青森県資源管理指針」に基づき資源管理措置の着実な実施を推進する。
また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。

宅地建物取引業者の役員の名

左記の宅地建物取引業者の役員の名を確定できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により公告する。

なお、公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成二十八年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社大地不動産
- 二 代表者の氏名 林 良治
- 三 免許証番号 青森県知事（二）第三二八六号

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭